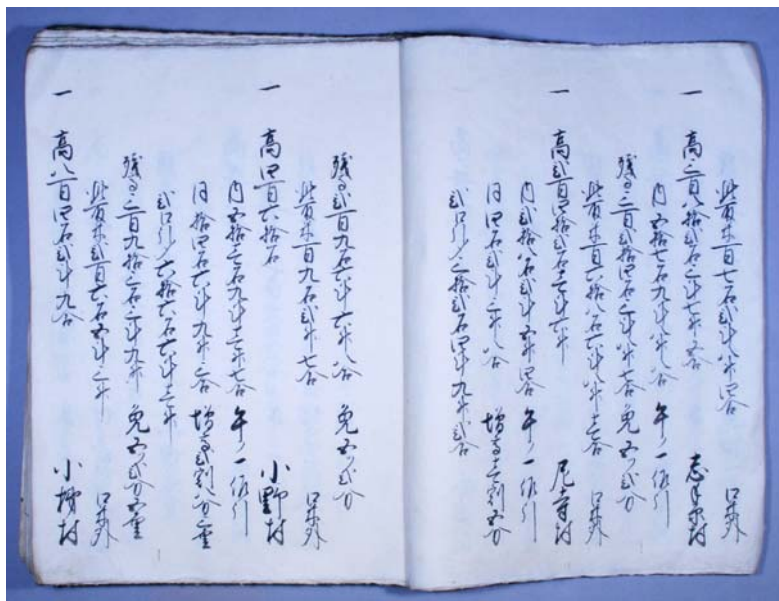


年貢の割り当てと減免

江戸時代に農業を営む人々は、作物の収穫後、年貢を納める必要がありました。今回は、年貢に関する史料について紹介します。江戸時代、年貢は村単位で割り当てられ、村単位で責任を請け負って納められました。これを村請制^{むらうけせい}と言います。年貢を割り当てる量を村に示した文書を年貢免状^{ねんぐめんじょう}と呼びます。

市域を領有した三田藩のものが市史第4巻近世資料の170～173号で、麻田藩のものが174・175号です。これらによれば年貢の量は、村の石高から藩の担当役人による実地見分等による減免分を引き、残りの石高に一定の割合(年貢率)をかける仕組みにより算出されたようです。170号の小野村の場合、村高が460石で、「申ノ壺作引」^{さるのいっさくびき}の4石4斗余がその年の減免分です。「申」とは、この免状の作成された宝永元年(1704)年の干支で、「壺作引」とは、この一年に限り減免するという意味です。その残りの455石5斗余に5割2分5厘分の年貢率をかけた高、すなわち、239石1斗余が年貢の量になります。



史料 163 号のうち小野村の部分

一方、163号は、寛政10年(1791)の三田藩領全村の村高、減免分、年貢率、年貢の量が分かる史料ですが、村ごとに年貢率が異なっていたことが分かります。他の藩では普通は、年貢率は一定ですので、この点は三田藩の大きな特徴と言えます。これには、三田藩の村高が、昨年9月15日の本欄で紹介した太閤検地^{たいこうけんち}で決まった村高を各村ごとに異なる割合で「増高」^{ましたか}したものであったことが関連していると思われます。

また小野村の年貢率の変遷をみますと、寛政10年も5割2分5厘で、宝永元年と変化していません。他村も同様です。おそらく三田藩領では、年貢率はある時期から固定化していたと考えられます。この年貢率がどのような手続きにより決まったのかは現在のところ明らかになっていませんが、領民と藩との思惑が交叉する過程を重ねて固定していったと思われます。